仕　様　書

１．調達概要

（１）内　容

【件　名】　平成２６年度　公演記録映像収録カメラ及び映像切替器の保守業務（本館・演芸場、委託）

【内　容】

①　定期保守
②　障害発生時の対応
③　運用支援
④　上記①から③に係る報告

（２）履行場所　独立行政法人日本芸術文化振興会
東京都千代田区隼町４－１　国立劇場構内
（国立劇場本館３階映像システム室、同　ＡＶ室ほか関係諸室）

（３）履行期間　平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで

（４）代金の支払

本調達に係る業務（以下「本業務」という。）の代金の支払については、履行期間中２回実施される定期保守実施を確認した後２回に分けて支払うこととする。

定期保守実施後、提出された定期保守完了報告書（任意書式）を独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）国立劇場調査養成部調査記録課において確認するものとする。

代金の請求は、定期保守完了報告書確認の後、委託代金額に２分の１を乗じた金額を記載した請求書を振興会国立劇場調査養成部調査記録課に送付するものとする。

代金の支払は、振興会総務企画部経理課より請求書を受領後３０日以内に支払うものとする。

２．調達の内容

（１）包括的要件

①　本業務は、公演記録映像収録カメラ（以下「カメラ」という。）及び映像切替器運用時に、これらを正常に稼働させるための包括的保守管理業務である。したがって、受注者は本業務遂行に当り、迅速かつ的確な保守管理体制を整えておくこと。

②　本業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。ただし、カメラ等を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要が生じる場合には、振興会国立劇場調査養成部調査記録課担当職員（以下「国立劇場担当職員」という。）と事前に協議すること。

③　本業務遂行に当り、振興会の施設、備品の使用が必要な場合には、事前に国立劇場担当職員と協議のうえ使用すること。また、使用後は必ず原状に復すること。

④　本業務遂行に当り、機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、事前に国立劇場担当職員と協議のうえ請求すること。

⑤　本業務の内容、カメラ及び映像切替器の詳細については、下記（２）の技術的要件を参照すること。

（２）技術的要件

①　対象機器

本業務に係る対象機器は次のとおりである。

ア．カメラ

池上通信機㈱製	ＨＤＫ－７９０Ｅ型×２
同社製	ＨＤＫ－７９０ＥＸⅡ型×１
同社製	ＨＤＫ－７９ＥＸⅡ型×１

イ．映像切替器

（池上通信機㈱製　ＨＳＳ－２００型×１）

ウ．　上記ア、イのほか、これらに関連した機材で保証期間が経過したもので、特に振興会が指定するもの及び履行期間中に付加したもの。

②　業務の内容

ア．定期保守

（ア）履行期間中２回定期保守を実施し、カメラ及び映像切替器が正常に稼働するか確認すること。なお、実施内容及び実施時期については国立劇場担当職員と協議のうえ決定すること。

（イ）カメラ及び映像切替器の定格性能を保持するため、電気的特性等につき、次の項目について点検を実施し、正常に動作するか確認すること。

ａ．①のア．カメラ

（ａ）カメラヘッド部（履行期間中２回実施すること。）

・解像度の測定及び調整
・ＤＴＬ、ＧＡＭＭＡの確認及び調整
・ストリーキングの確認及び調整
・スミヤーの測定、確認及び調整
・ＣＣＤの欠損（Ｒ、Ｇ、Ｂ）の確認
・リモート（制御）系の動作確認
・操作ノブ及び点灯ランプの動作確認
・ズームレンズ部との接点確認　※
・ズームレンズ制御部（レンズデマンド、フォーカスデマンド）の動作確認　※
・三脚（トライポッド)、雲台の操作部の点検
・カメラヘッド部のリターン、タリー、インターカム系の動作確認
・ビューファインダーの動作確認
・本体操作部の動作確認

（注）※印は、（ｄ）ズームレンズ部保守の際、年１回実施すること。

（ｂ）カメラ制御部（ＣＣＵ及びＶＥ卓）（履行期間中１回実施すること。）

・アイリス（マニュアル及びオート）の動作確認及び調整
・タリー、インターカム系の動作確認及び調整
・監視モニターの動作確認
・操作ノブ及び点灯ランプの動作確認
・各操作部の動作確認
・映像・波形監視モニターの動作確認

（ｃ）電気系統、電源部及び接点等接触部（履行期間中１回実施すること。）
・規定電圧測定
・電圧可変時の際の動作確認
・光ファイバー回線接続部（光コネクター）の接続確認
（ｄ）ズームレンズ部（履行期間中１回実施すること。）
・ズーム機構系の動作確認
・フォーカス機構系の動作確認
・アイリス機構系の動作確認
・電気系の確認
・光学系の確認
ｂ．①のイ．映像切替器（履行期間中１回実施すること。）
（ａ）操作部
・押釦の動作確認
・フェーダー動作確認（フェーダー電圧の確認及びトルク調整）
・外観検査
（ｂ）同期、リセット動作系
・本体リセット動作確認
・操作パネルからのＵＳＥＲ　ＬＯＡＤ動作確認
・操作パネル電源ＯＮ／ＯＦＦ確認
（ｃ）セットアップ系
・タリー設定の確認
・フェーダーモード設定の確認
・関連系統との連携確認
（ｄ）クロスポイント系
・ＭＥ１／２の制御確認
・ＳＵＰＥＲ１～４の制御確認
・関連系統制御確認
（ｅ）ミックス系
・ＭＩＸ、ＷＩＰＥ、ＤＦＥモード動作確認
・オートフェーダー動作確認
（ｆ）スーパー系
・ＳＵＰ１～ＳＵＰ４各種パラメーター動作確認
（ｇ）バックカラー系
・バックカラー１、２の各種パラメーター動作確認
（ｈ）ＭＥメモリー系
・メモリーセット後の再生確認
・ＵＳＢメモリーの操作点検
イ．障害発生時の対応
（ア）カメラ及び映像切替器に運用上の障害が発生したときには、国立劇場担当職員から受注者に障害発生を通知する。
（イ）障害発生通知を受け、受注者は振興会に技術者を派遣する等速やかに復旧作業に着手すること。
（ウ）障害発生時の対応は、原則平日の９時３０分から１８時１５分までの間に速やかに対応することとするが、公演記録映像が収録できない

等重大な障害が発生した場合には、上記以外の時刻または、土・日・祝日等であっても国立劇場担当職員は障害発生を通知することとする。その際、受注者は可能な限りの対応を行うこと。

（エ）障害の度合いによって、受注者は、同種の代替機をもって対応すること。

（オ）障害発生に当り、受注者は速やかに復旧につとめることとするが、障害発生の原因について必ず調査、検証、分析を行い、その結果を国立劇場担当職員に報告すること。

（カ）カメラ及び映像切替器のうち、ことに映像切替器は、公演記録映像収録設備の一部として、国立劇場３階映像システム室内ラックに設置されていることから、カメラ及び映像切替器の復旧作業完了後、公演記録映像収録設備全体の動作を検証する総合動作試験を実施すること。

ウ．運用支援

国立劇場担当職員の要請に応じてカメラ及び映像切替器の運用全般について、これを支援すること。

エ．報告

ア、イ及びウの業務については、作業完了報告書（アは「定期保守完了報告書」。いずれも任意書式）にその詳細を記述のうえ、各２部を国立劇場担当職員に提出すること。

③　本業務従事者の要件

本業務の従事者は、放送局設備もしくはそれに準じる設備における映像系統の信号及びその制御系信号に係る専門知識を有し、ことにカメラ及び映像切替器については技術的知識のみならず、保守業務に従事した実績と技術力を有していること。

３．その他

以下の原因により発生した障害については、本業務の範囲外とする。

（１）カメラ及び映像切替器の「取扱説明書」に記載されている条件外で使用したことによる障害。

（２）誤操作、不当な修理及び改造による障害。

（３）移動、輸送、落下、水濡れなどによる障害。

（４）火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、塩害、異常電圧等による障害。